

学習院大学における博士論文「要約」作成に関するガイドライン

本学では博士の学位授与後、学習院大学学術成果リポジトリで博士論文の全文を公表することとされていますが、出版社からの制限で全文を公表できない等「やむを得ない事由」がある場合には、研究科委員会の議を経て、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することになります。

要約は、学位申請時に提出された「主論文の内容の要旨」とは別のものです。要約を作成する場合には、以下の点に留意のうえ、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果を公表するようにしてください。

1. 「主論文の内容の要旨」と「要約」についての考え方（文部科学省見解）

学位申請時に教務課に提出する「主論文の内容の要旨」と、やむを得ない事由があつて論文の要約を公表する場合の「要約」についての考え方は以下のとおりです。

【主論文の内容の要旨】

論文がどのようなものか主要な点を解説しているもの。

【要約】

課題設定、方法論、実験解析の内容から結論・考察に至るまで、当該論文の全体像及び要点が把握できるように、論文の内容が要約されたもの。

2. 要約の構成について

要約を作成する際は以下の構成で作成ください。

- (1) 表紙
- (2) 目次
- (3) 本文
- (4) 参考文献一覧

※(1)(2)(4)は博士論文と同一のものとする。なお、(1)には課程博士の場合、論文題名（要約であることを表記）・研究科名・専攻名・課程名・申請者氏名を、論文博士の場合は、論文題名（要約であることを表記）・申請者氏名を記載する。(3)は、「3.要約の内容について」を参考に、博士論文から公表に差し支えのある部分を除いたものと考えとする。

3. 要約の内容について

以下の記述に従い、差し支えない範囲において可能な限り多くの学術成果を公表してください。

- ① 著作権にかかわる図表・図版があるために全文公表ができない場合は、その図表・図版のみ非公開とし、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ② 著作権の使用の許可が得られないために全文公表ができない場合は、その旨を記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ③ 個人情報保護の観点から問題があるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。

- ④ 特許申請に係わるために全文公表ができない場合は、その旨記述し、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ⑤ 主論文に含まれる学術論文について、学術雑誌又は出版済みの書籍の出版社からインターネットでの公開に対する使用承認が得られないために全文公表ができない場合は、その旨記述し、当該部分の掲載雑誌名、巻号、ページ数等を明記することによって読者の便宜を図るとともに、それ以外の部分は可能な限り公表する。
- ⑥ 博士論文の全部または一部が、単行本若しくは雑誌掲載等の形で刊行されるために全文公表ができない場合
- (1) 既に出版されている場合、又は出版契約がされている場合は、その旨記述し、刊行された著作の書誌事項を記載することによって、読者の便宜を図る。
 - (2) 博士論文の一部をこれから刊行する場合は、当該部分にその旨記述して削除のうえ、それ以外は可能な限り公開する。
 - (3) 未だ出版契約には至っていないが、近い将来において刊行される期待があるものについては、論文の内容の要約を公表する際に、「○年以内に出版予定」と記すこととし、刊行に支障が生じない範囲において公表する。